

【事業全般】

Q1 団体旅行とは何人以上なのか

A1 本事業においては、8人以上を対象としている。

Q2 募集型企画旅行や手配旅行は対象とならないのか

A2 なりません。

Q3 なぜ募集型企画旅行は対象とならないのか

A3 募集型企画旅行については、企画段階で密にならないゆとりある乗車定員を設定することも可能であり、また、GoToトラベルやもっとTokyoとの併用(すみ分け)が困難なため対象としていない。

Q4 教育旅行(修学旅行等)は対象となるか

A4 なります。

Q5 申請者から旅行業者代理業及びサービス手配業が除外されているのはなぜか

A5 本補助金は、受注型企画旅行を企画する際の感染症対策を支援するものであり、旅行業者代理業及びサービス手配業は、受注型企画旅行の企画はできないため対象外となります。

Q6 「主たる営業所」が都内にある旅行業者の都外の営業所が申請することは可能か

A6 可能です。なお、広報経費支援については、都民向けのPRを含むことが条件となり、また、1事業者1回の申請のため、できる限り主たる営業所からの申請をお願いします。

Q7 都外の団体(参加者も都民以外)でも対象となるか

A7 対象となります。

Q8 1事業者あたりの申請回数に制限はあるか

A8 広報経費については、1事業者1回限りとなる。それ以外のツアーに関する申請は、1ツアーにつき1回となるが、事業者の回数制限はない。ただし、申請に著しい偏りがみられる場合は、今後、回数制限等を設ける可能性があります。

Q9 主たる事務所を都内に移転する予定である。旅行は移転後の日程であるが、移転前でも申請可能か

A9 移転後、旅行業の変更手続きをしてから申請してください。

Q10 キャンセル料は補助対象になるか

A10 原則として対象になりません。ただし、緊急事態宣言発令等による外出制限が行われるなどした場合は、国の対応などを確認しつつ、検討します。

Q11 台風などにより旅程が伸びてしまった場合は、補助金はどのようになるか

A11 道路の通行止めや鉄道の運休等をやむをえず旅程を延期した場合は、「遅延報告書」と併せて事実を確認できる書面（道路管理者 HP、報道資料など）を提出してください。日程を超過していても、交付決定金額を上限に補助対象とします。

Q12 1 ツアーの考え方を伺いたい

A12 本事業における1 ツアーとは、都内発着で、出発から帰着までを同一行程で行うツアーを指します。途中の立寄り施設が1 か所でも異なる場合や施設を回る順序が異なる場合は、それぞれを1 ツアーとして扱います。

Q13 「もっと Tokyo」など他の旅行補助との併用はできますか

A13 可能です。ただし、費用の区分が明確にできていること及びもう一方の旅行補助が併用を禁止していないことが条件となります。

Q14 1 ツアーあたりの日数の上限はありますか

A14 2泊3日を上限とします。

【広報経費】

Q15 どのような広報が対象となるのか

A15 受注型企画旅行の安全安心をアピールするための HP やチラシの作成の経費が対象となります。募集型企画旅行のツアー募集は対象とはなりません。また、旅行業登録をしているバス事業者がバスの安全性を PR する経費は、受注型企画旅行の PR ではないため対象とはなりません。

Q16 都外の営業所のチラシ作成は対象となるか

A16 対象外となります。

Q17 都内の複数の営業所でそれぞれ作成するチラシは対象となるか

A17 対象となりますが、広報経費は、1事業者1回の申請のため、主たる営業所がまとめて申請してください。

【感染対策備品等購入経費】

Q18 誰が購入した備品等が対象となるのか

A18 申請者である旅行会社がツアー中に感染対策として使用する非接触型体温計等の購入を支援します。ツアー中の訪問先に事前に配置することも可能ですが、ツアーで使用後は残りを回収する必要があります。

Q19 1施設あたり5万円と上限額20万円とはどういうことか

A19 ツアーで立寄る都内観光関連施設の箇所数に応じて、必要となる備品等の数量が変わることが想定されることから、立寄る都内観光関連施設の箇所数に応じて、上限額が変動するものです。立寄り箇所数が、1か所だと5万円、2か所だと10万円、3か所だと15万円、4か所以上だと最大20万円を補助します。

Q20 なぜ税抜単価7万5千円までの物品が対象なのか

A20 1施設あたりの上限を5万円となっていることから、補助率2/3で補助金額が5万円となる7万5千円を補助対象経費の上限単価としています。

Q21 複数セットで販売されている商品の単価の考え方はどうなるのか

A21 本補助金においては、販売単位を単価とします。

例) 1つの箱に2個入っている商品

⇒ 1商品として取り扱い

1個でも購入可能だが、5個まとめ買いすると割引がある商品

⇒ 1個を単価とします。5個まとめ買いし、割引が適用されている場合は、購入金額(税抜)を5で割った金額を単価とします。

Q22 申請したツアーが終了し、残った備品等はどうしたらよいか

A22 後日実施する企画旅行でご活用ください。

【ツアーコンダクター経費】

Q23 1ツアーあたり増員は何人まで認められるのか

A23 参加人数等により変動するため、一概に上限は設定していません。

Q24 1人のガイドが何人の旅行者まで随行可能か

A24 法令、現地自治体のルール、観光協会のルール等で、1ガイドの随行人数に制限がある場合は、その上限人数を定員として、1ガイドの随行が定員の半数以下となるために必要な追加ガイドを補助対象とします。(バス1台につき1ガイド、教育旅行において1クラス1ガイドなどをベースとし、追加したガイドを補助対象とすることも可能)上記のルール等が無い場合は、1ガイドの随行人数50人を上限人数として、1ガイド25人以下となるために必要な追加ガイドを補助対象とします。

Q25 ガイドは、都内在住又は在勤である必要があるか

A25 ガイドには、居住や勤務地の制限はありませんが、ツアーへの合流と離脱が都内であることが条件となります。ツアーに他県を含む場合、途中離脱がある場合はツアー中を通して補助対象外となります。

Q26 同一日に1人のガイドが複数のツアーの現地案内を行う場合、上限金額(3万円)の扱いはどうなるのか

A26 同一日で同じガイドが、1日に複数のツアーのガイドを行う場合は、ガイド料の合計が補助上限(1日1人3万円)となります。

Q27 タクシードライバーにガイドをお願いする場合、ツアーコンダクター経費支援との併用は可能か

A27 交通機関貸切経費支援にドライバー代金を含むためできません。

【交通機関貸切支援】

Q28 目的地都内1か所以上とあるが、2泊3日の行程の場合、初日に都内1か所立寄れば、3日間のバス代が補助対象となるのか

A28 同じ車両を使用し続ける場合は対象になります。

Q29 増加する車両の範囲に制限はあるか

A29 定員の2分の1以下となる最低限の台数と定員で乗車した場合の必要台数との差になります。

例) 40人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合(通常1台利用)

⇒ 乗車定員の1/2以上の参加者がいるため、1台追加は補助対象。

バスが2台となった時点で、1台あたりの乗車人数が20人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外

⇒ 2台目が補助対象

70人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合（通常2台利用）

⇒ 1台あたりの乗車人数が定員の1/2以上となるため、1台追加は補助対象。バスが3台となった時点で、1台あたりの乗車人数が23～24人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外

⇒ 3台目が補助対象（4台目は補助対象外）

Q30 2台のところ、感染症対策として3台とし、1台分が補助対象となった場合、3台のうち、対象となる車両はどれになるか。

A30 利用料がもっとも安価な車両が対象になります。

Q31 大型バスと中型バスなど異なるサイズの車両の組み合わせは可能か

A31 可能。ただし、補助対象は安価なものから採用します。

Q32 参加者の人数が変更になった場合

A32 （減った場合）増加が認められる人数以下となった場合は補助対象外になります。
（増えた場合）台数等が交付決定の範囲内であれば対象になります。

Q33 貸切バスについては、実際の乗務員の乗車時間と走行距離等で最低価格が決まっている。渋滞等で時間を要した場合、当初の見積額より費用が膨らむことがあるが、増えた費用も補助金をもらえるか

A33 交付決定金額以上の補助金がでることはありません。渋滞が多い区間を走行する場合などは、渋滞を見越して見積るなどの対応をしてください。

Q34 目的地は同一であるが、1か所に旅行者が集中しないよう順番を入れ替えた旅程を組んでいる。この場合は補助対象となるか。

A34 順番が違う場合は、同一の旅程とは見なしません。この場合は、それぞれを1ツアーとして取扱い、補助対象となるか判断します。

Q35 都内の観光地を含むについて、例えば高速道路のパーキングエリアに立寄る場合は、ここでいう「観光地」となるか

A35 本事業の「観光地」とは、体験施設等の観光を行う場所又は食事を行う場所などであり、トイレ休憩等で立寄っただけのパーキングエリア等は含みません。

Q36 貸切バスの有料道路料金及び駐車場料金は補助対象となるか。

A36 なりません。

Q37 ドライバーの昼食代は補助対象となるか

A37 ドライバーに係る経費については、交通機関の貸切経費に含まれており、別途補助対象とすることはできません。

Q38 東京都を営業区域としているが、都内に営業所等がない貸切バス事業者を利用した場合は補助対象となるか

A38 なりません。都内に営業所等を有する貸切バス事業者を利用してください。

Q39 1 ツアーで利用する貸切バスは、同じ事業者に限定されるか

A39 限定されません。複数の事業者でも可能です。

Q40 鉄道等で窓側と通路側の2席予約し、1人で利用する場合は補助対象となるか

A40 なりません。補助対象は、交通機関の貸切に限定され、通常運行している鉄道等を利用する場合は対象外となります。

Q41 屋形船に補助金は適用されるか

A41 運航経費について対象となる。

Q42 宿泊先から観光地までの移動でタクシーを利用する予定であるが、補助対象となるか

A42 タクシー利用の補助については、観光とセットになっていること及びコースや時間に応じて定額で乗車する場合は対象となります。

Q43 タクシードライバーにガイドをお願いする場合、ツアーコンダクター経費支援との併用は可能か（再掲）

A43 交通機関貸切経費支援にドライバー代金を含むためできません。

Q44 交付決定まで手配ができないということですが、そうすると旅程が組めません

A44 交付決定後に手配しなければならないのは追加手配分のみです。通常のツアーで利用する台数は交付決定前に手配していただいて構いません。

Q45 貸切バス事業を運営する事業者が旅行業登録している場合、自社バス利用に補助金を利用できるか。

A45 バス利用のみの受注の場合は、通常、旅行者ではなくバス事業者としての受注と考えられることから対象外となります。何らかの理由で、旅行者としての取扱いとなっても、手配旅行に該当する場合は対象にはなりません。

一方、バス利用のほかに、自社運営以外の観光施設や宿泊施設などの手配を含み、かつ、受注型企画旅行に該当する場合は、補助対象となります。

【申請手続き】

Q46 電子申請はできますか

A46 現在、対応しておりません。対応した場合は、HP 等でご案内します。

Q47 登記簿や印鑑登録証明書は毎回原本が必要ですか

A47 最初の申請時は原本が必要となります。2 回目以降の申請については、最初の申請時にご提出いただきました登記簿等が、発行日から 3 か月以内の申請に限り、原本の写しで申請可能です。ついては、2 回目以上の申請の予定がある場合は、最初の申請時に登記簿等の写しを取るよう to してください。

Q48 交付決定までにどのくらいかかるのか

A48 書類がすべて整ってから約 3 週間必要です。